



発行 平成23年10月1日

市議会だより 臨時号

市民の皆様のご意見をお聞かせください

栗原市民の皆様へ

議会活動に対しまして、日ごろ格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、栗原市議会は、市民の議会に対する様々な考え方を受け、議会とはどうあるべきかについて議論を重ねてきました。特に、「地域のことは地域で判断し決定する」という地方自治の流れの中で、「地方分権に対応した議会改革と議会活動活性化に関する調査研究」を目的に、平成21年10月に「栗原市議会議会改革調査特別委員会」を設置し、栗原市議会基本条例の制定や議員報酬、議員定数に関することなど10項目についての調査・研究を行ってまいりました。

調査が終了した項目である、一般質問における一問一答方式の導入と市長等への反問の機会の付与、さらに、費用弁償の廃止は実施しております。

なお、栗原市議会議会改革調査特別委員会における調査の項目と結果は別表のとおりです。

今般、栗原市議会基本条例の制定に向けて、下記により、市民の皆様からのご意見を募集します。

記

1 募集期間

平成23年10月12日（水）～平成23年10月31日（月）

2 ご意見を提出できる人

- (1) 市内に在住・在勤・在学する人
- (2) 市内に事務所または事業所を持つ、個人や法人またはその他の団体

3 提出方法・提出先

所定の様式に住所・氏名（法人の場合は、所在地・名称・代表者氏名）・電話番号を必ず明記のうえ、意見を添えて次のいずれかの方法で提出して下さい。

（※未記入の場合は受け付けできません）。

なお、電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けませんので、ご了承下さい。

- ① 直接持参 受付時間は午前8時30分から午後5時

議会事務局 または 各総合支所市民サービス課

- ② 郵送等 平成23年10月31日（月）必着

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師1丁目7番1号 栗原市議会事務局 あて

- ③ 電子メール 平成23年10月31日（月）午後5時まで

gikai@kuriharacity.jp

- ④ ファックス 平成23年10月31日（月）午後5時まで

0228-22-0314

栗原市議会基本条例（素案）については以下に掲載しているほか、市ホームページや各総合支所でも閲覧できます。疑問点や議会に対する考え方など、皆様のご意見をお聞かせください。

なお、意見（パブリックコメント）様式については添付しておりますが、市ホームページからダウンロードできるとともに、議会事務局並びに各総合支所窓口でも配布しています。

別表 栗原市議会議会改革調査特別委員会における調査項目・調査結果一覧

は、実施済

調査項目	調査結果
一般質問にすること	2回目以降の質問から一問一答方式の導入。市長等へ反問の機会を付与した。(平成22年9月定例会から実施)
代表質問にすること	年2回の実施を年1回に変更した。 (平成22年9月定例会から実施)
地方自治法第96条第2項の議決事件にすること	栗原市議会基本条例(素案)第13条に、次のものを議決事件として規定するに至る。 ①栗原市総合計画基本構想及び当該基本構想に基づく基本計画の策定、変更及び廃止に関すること。 ②その他重要計画のうち、議会が必要と認める計画。
議会基本条例の制定にすること	市民から信頼される開かれた議会、地方自治にふさわしい議会を築くための最高規範として、議会改革の必須項目といわれる議会報告会や議員間討議など、8章構成の全24条からなる栗原市議会基本条例(素案)を作成するに至る。(栗原市議会基本条例(素案)を参照)
議会議員倫理条例の制定にすること	栗原市議会基本条例(素案)第20条に規定するに至る。
議員報酬にすること	現行のとおりとする。(平成22年12月から実施) 現在の報酬額は、いずれも月額で 議長499,000円、副議長432,000円、議員403,000円
議員定数にすること	次回の改選時から26人とする案に至る。(現在の定数は30人) ※栗原市議会の議員定数は、平成17年の合併時に「議会の議員の定数に関する特例」を適用し、45人と定められた。平成21年4月の改選時からは30人となっている。今回の調査では、行財政改革の推進や類似自治体の状況、さらにはこれまでの人口減少等を勘案し、次回の改選時から4人を削減し26人とする案に至る。
費用弁償にすること	本会議や委員会に出席した際に支給していた費用弁償(日額1,500円)は、廃止した。(平成22年4月から実施)
政務調査費の設置にすること	調査研究に要する経費の一部として、会派(無所属議員を含む)に対し、会派の所属議員一人当たり月額25,000円を交付する案に至る。 ※政務調査費は、地方公共団体の条例で定めることにより、調査研究に要する経費の一部として交付することができるとされている。栗原市議会では、これまで交付していなかったが、今後は、会派(無所属議員を含む)に対し、使途目的を調査研究費、調査旅費、資料作成費などの9項目を定め交付することとし、交際費的な経費や会議を伴わない飲食に要する経費、政党本来の活動に属する経費などは交付対象外とした。また、使用しなかった残余金は返還することとなる。
期末手当にすること	現行のとおりとする。(平成22年12月から実施) 支給割合 6月 140/100、12月 155/100

【用語説明】

一問一答方式とは…

一般質問は、質問通告書に基づいて行われているが、質問項目ごとに質問と答弁が繰り返し行われる方式のことをいう。

市長等への反問の機会の付与とは…

一般質問に際し、論点や争点を明確にする観点から、市長等が議員に対し質問ができる機会を与えることをいう。

費用弁償とは…

職務の執行等に要した経費を補うため支給される金銭のことをいう。地方自治法第203条第2項に普通地方公共団体の議会議員は費用弁償を受けることができる規定がある。

パブリックコメントとは…

計画などを策定するにあたり、市民などから直接ご意見を頂く制度のことをいう。寄せられた意見に対する考え方を明らかにし、意見を参考にして、意思決定を行っていく。

栗原市議会基本条例（素案）

地方分権改革によって地方自治体の権限が拡大し、議会の果たす役割はますます重要となってきている。議会は、市民の意見を代表する機関である。また、栗原市議会議会改革調査特別委員会では、市民全体の福祉向上を図るために、市民から信頼される開かれた議会、地方自治にふさわしい議会を築くための最高規範として、栗原市議会基本条例の制定に向けて協議をしている。

条 例 案

前文

栗原市議会（以下「議会」という。）は、栗原市民から選挙で選ばれた議員で構成され、栗原市を代表する機関であり、市民全体の福祉向上を図るために市民の立場に立って、自治体の政策を最終的に意思決定し、行政運営を監視と評価する使命を有している。

特に、国の機関委任事務の廃止によって、地域主権の時代を迎える、すべての地域における政策を自主的な責任において決定することになった。地域における政策の立案、決定、執行及び評価における各過程において、二元代表制の趣旨を踏まえ、市長と相互の抑制と均衡を図りながら、市民に確かな論点や課題を明確にして議論し、最良の意思決定をしなければならない。

そのためには、市民の意見を代表する議事機関としての役割を担い、公平・公正・透明な議会運営や情報の提供、政策立案への市民参加の推進、議員間による議論の展開などを推進し、政策の提言や立案を行っていくものである。

ここに、議会は、地方自治の本旨の実現を目指し市民から信頼される開かれた議会を築くため、その根幹となる最高規範としての栗原市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は二元代表制の下、議事機関である議会の役割を明らかにし、市民全体の福祉向上と公正で民主的な市政発展に寄与するとともに、市民に身近な議会活動の活性化と充実のために必要な議会運営及び議員にかかる基本事項を定め、栗原市の持続的で豊かなまちづくりを実現することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

（1）公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。

解説・用語説明

【用語説明】

「二元代表制」

地方自治体において執行機関である首長と議事機関である議会を構成する議員の双方を、住民が直接選挙で選ぶ制度のことである。二元代表制の特徴は、市長と議会がともに住民を代表するところにある。

「執行機関」

市の施策や事務を行う権限を持つ機関で、市長のほか教育委員会・選挙管理委員会・監査委員会などという。

「議事機関」

条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する機能を有する地方公共団体の機関を指し、憲法第93条に議事機関は議会であると位置づけられている。

【解説】

平成12年に地方分権一括法が施行され、地方自治体の権限と責任は拡大し、議会の果たすべき役割と責任は一層重要性を増した。そこで、本条例は栗原市の持続的で豊かなまちづくりの実現を目指し、改めて議会のあり方や役割を明確にし、議会にかかる基本的な事項を規定したものである。

【用語説明】

「地方分権」

国の権限や財源を地方に移し、住民に身近なことはできるだけ市町村や県が行うことができるよう国と地方公共団体との役割を分担することをいう。

【解説】

議会活動の基本原則のキーワードは「市民」であり、市民に開かれた議会を目指し、市民参加の拡充による多様なニーズの把握に努め、市民本位の立場からの政策立案や適正な市政運営の監視・評価を行うものである。また、市民にわかりやすい議会運営を目指し、栗原市議会会議規則等の継続的な検討・見直しを行っていくことを規定したものである。

- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるために、市民参加の機会の拡充に努め、政策提言、政策立案の強化に努めること。
- (3) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (4) 議会運営は、市民の傍聴意欲が高まるよう、わかりやすい視点、方法等で行うこと。
- (5) 議会運営の基本となる栗原市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）、栗原市議会委員会条例（平成17年栗原市条例第260号）、議会運営に関する申し合わせ事項の継続的な見直しを行うこと。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市政の課題全般について市民の意見の的確な把握と、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をすること。
- (2) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を行うにあたり、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して会派間で合意形成に努める。
- 4 会派代表者会は、議長が必要であると認めるときに開催する。

第3章 市民と議会の関係

（市民と議会の関係）

第5条 議会は、市民に対し議会活動情報を積極的に公表し、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的事項に係る調査の活用並びに同法第109条第5項に規定する公聴会制度及び同条第6項に規定する参考人制度を活用して、市民の専門的、政策的識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民参加の促進や政策への市民の意見を反映させるため、市民との意見交換の場を多様に設けることができる。
- 5 請願・陳情を市民による政策提言と位置づけ、提案者の意見を聴く機会を議会審議の過程で設けることができる。

【解説】

議会は、市民ニーズを的確に把握し、市民全体の福祉向上を目指すなど、前条に定めている議会の活動原則をふまえ、議会の構成員である議員の活動原則を規定したものである。

【解説】

議員がより充実した議会活動ができるよう「会派」を結成することができる規定を定め、会派の定義や会派制の意義、さらには会派間の連絡調整機能を果たす場として、会派代表者会の開催について規定したものである。

【用語説明】

「会派」

一般的に、市政に対して同じような考え方や意見をもった議員の集まりである。現在、6会派があり、栗原市議会会派規程では、会派は2人以上の議員で結成することになっている。

【解説】

第2条で「市民」を基本とした議会の活動原則について定めているが、本条ではその具体的な手法について定めたものである。市民参加を促す前提となるのが、議会活動の情報の正確かつ迅速に公開することである。ただし、情報の発信だけではなく市民と意見交換を行うことで、その説明責任を果たし、新たな行政課題を見い出し政策立案につなげていくことができる。また、市民参加の手段として、地方自治法に規定されている制度を活用することなどについて規定したものである。

【用語説明】

「原則公開」

本会議のほか、各種委員会、議員全員協議会、会派代表者会の会議は、原則公開とする。ただし、秘密会を開く議決がされた場合は、非公開となる。「公聴会制度」

重要案件の審査の際にその案件に対し、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聞くことができる制度。公聴会で意見を述べようとする人は、公募の要件に従い、出席して意見を述べようとする理由及び議案の賛否を文書で申し出る。選定にあたっては賛成者と反対者との数を公平に定めるものとされている。

「参考人制度」

委員会の調査・審査の充実を図るため、利害関

係人、学識経験者等の出席を求める制度。委員会から求められた日時に出席し、調査等の案件に対し意見を述べ又は委員の質疑に答える法律上の義務は負っていない。

(議会広報の充実)

- 第6条 議会は、広報機能の充実のため、議員で構成する広報編集調査特別委員会を設置するものとする。
2 議案に対する議会の対応を議会広報や情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段の活用により情報の提供に努め、市民からの意見・要望を取り上げ、内容や対応を定期的に周知するものとする。

(議会報告会)

- 第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって議員及び市民が自由に情報・意見を交換する議会報告会を行うものとする。
2 前項に定めるもののほか、議会報告会に関し必要な事項は別に定めるものとする。

第4章 市長と議会の関係

(議員と市長等との関係)

- 第8条 議員は、市長その他の執行機関の長（以下「市長等」という。）と、立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係の保持に努めるものとする。

【解説】

現在も広報編集調査特別委員会を設置し、議会活動について議会広報を通じ、また、本会議と予算・決算特別委員会をインターネット中継するなど多様な手段で情報提供に努めている。さらなる広報機能の充実に努め、市民に対し積極的な情報提供を行っていくことを規定したものである。

【解説】

第5条第1項で規定した「議会の説明責任」、同条第4項で規定した「市民との意見交換の場」を具体化する一つの方法として議会報告会を行うことを定めたものである。具体的な開催方法については、「栗原市議会議会報告会開催要領」に定めるものとしている。

【解説】

市長等は執行権、一方で議会は監視権、との基本的な権能の違いを踏まえ、不要な介入等を行わないなど、常に緊張関係の保持に努めていくことを規定したものである。

【用語説明】

「権能」

法律上、ある事柄について権利を主張し、行使できる能力のことをいう。議会には、予算や条例制定などの重要事項について意思決定を行う議決権、独自に策定した条例案などの議案提出権、市長等が行う事務に対する監視権、市政全般について独自に調査を行う調査権などの様々な権能が与えられている。

(質疑と質問)

- 第9条 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
2 一般質問は、論点を明確にして、市民にもわかりやすい議論となるよう、1回目は一括質問一括答弁方式で、2回目以降は一問一答方式で行うものとする。
3 議長から本会議に出席を要請された市長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(市長に対する政策等の形成過程の質問)

- 第10条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次の各号に掲げる事項の文書質問を行い、その回答を求めることができる。
(1) 政策等を必要とする背景
(2) 提案にいたるまでの経緯
(3) 栗原市総合計画との整合性
(4) 政策等の実施にかかる財源措置

【解説】

議員と市長等は、論点や争点を明確にして議論を行うことや、明瞭性向上のため一般質問に際し、市長等に対して反問の機会を付与し、また、傍聴者の理解も深まるよう1回目は「一括質問一括答弁方式」、2回目以降は「一問一答方式」で行うことを規定したものである。なお、栗原市議会では、この方式を平成22年6月定例会から導入している。

【解説】

市が「重要な政策等」を提案する場合、議会の意思決定にあたっては、より慎重な議論が必要である。そこで本条第1項各号に掲げる事項について質問を行い、回答を求め、論点を明確にして政策議論を展開するものである。このことによって、提案される政策等の信頼性や正当性が確保され、議会としての政策水準を高めることができる。

- (5) 将来にわたる政策等のコスト計算
 - (6) 市民参加の実施の有無及びその内容
 - (7) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- 2 議会は、前項の政策等を審議するにあたっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするものとする。また、執行後においては政策等の評価に資するよう努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

- 第11条 議会は、予算案及び決算を審議するにあたっては、前条第1項の規定に準じて、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料の作成を市長等に求めるものとする。

(重要計画等)

- 第12条 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める次の各号に掲げる計画の策定にあたっては、市長は議会に対し説明を行い、意見を聞くものとする。

- (1) 栗原市総合計画基本構想に基づく実施計画。
- (2) 次世代育成、男女共同参画に関する計画
- (3) 市民生活の安全、交通、環境に関する計画
- (4) 建設、都市計画、上下水道等に関する計画
- (5) 農林業、産業、商工業の振興に関する計画
- (6) 社会福祉、医療に関する計画
- (7) 教育に関する計画

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

- 第13条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、議会と市長等がともに市民に対する責任を担いながら市政運営に資するものとする。

- (1) 栗原市総合計画基本構想及び当該基本構想に基づく基本計画の策定、変更及び廃止に関すること。
 - (2) その他重要計画のうち、議会が必要と認める計画。
- 2 前項に定めるもののほか、前条に定める計画のうち、議会が必要と認めるときは、議会の議決により決定するものとする。

第5章 議員間討議

(議員間討議)

- 第14条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員間の討議を尽くすよう努めるものとする。
- 2 議会は、本会議及び委員会において議案の審議及び審査にあたり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員間の討議を尽くすよう努めるものとする。

【解説】

議会は、予算案や決算を審議するにあたっては、審議を深められるようわかりやすい説明資料の作成に努めるよう市長等に求めることを規定したものである。

【解説】

市は、本条に定める市政全体にわたる重要な計画等を策定するにあたっては、策定する過程で事前に議会に対して説明を行い、意見を聴くことについて規定したもの。このことによって議会は、より計画の意義や重要性を認識し、行政運営を監視・評価していくことができる。

【解説】

地方自治法第96条第1項に、自治体の意思決定にかかる議決事件として15項目が規定されている。また、同条第2項には、議決事件を各自治体が別に定めることにより追加できる規定がある。そこで、本条に定める計画を議決事件に加えることで、市民に対する責任を担いながら、計画的で市民の視点に立った行政運営が推進できる。

【解説】

議会は、議員間の討議で導き出された課題等を共有するとともに、合意形成に向けて知恵を出し合う姿勢が求められている。第1項では、議員間で討議に努めることを、第2項では、本会議での審議や委員会での審査の過程で導き出された課題を共有し、議会の意思決定をするにあたっては、合意形成に向けて議員間の討議に努めることを規定したものである。

【用語説明】

「言論の府」

議会におけるすべての問題は、言論によって決められていることから、国会も含め議会のことを「言論の府」と呼んでいる。

第6章 議会・議会事務局の体制

(委員会の運営)

第15条 栗原市議会委員会条例第2条及び第6条に規定する委員会は、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応する専門性と特性をいかして政策提言及び政策立案を積極的に行うものとする。

2 委員会は、市民からの要請に応じて、審査過程の説明を行うため、懇談会等を積極的に実施するものとする。

【解説】

栗原市議会委員会条例第2条に規定する常任委員会や同条例第6条に規定する特別委員会が、新たな行政課題に対し、専門性と委員会の特性をいかして、政策提言や政策立案を積極的に行い、さらには、市民との懇談会等を積極的に開催し、審査過程などの情報提供していくことを規定したものである。

【用語説明】

「常任委員会」

市の事務を、効率的に調査や審査を行うために、各部門に分かれて議案などの審査や市の諸課題の調査を行う組織をいう。現在、総務、建設、産業経済、文教民生の4つの常任委員会がある。

「特別委員会」

特定の事件の審査や調査のため、必要に応じて設置することができる組織をいう。現在は、議会改革調査特別委員会、東日本大震災調査特別委員会、広報編集調査特別委員会の3つが設置されている。

(議会による研修)

第16条 議会は、政策提言及び政策立案能力を強化するため、研修を実施するものとする。

2 議会は、研修の充実にあたり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

(議員による研修及び調査研究)

第17条 議員は、政策提言及び政策立案能力を強化するため、研修及び調査研究に努めるものとする。

【解説】

各分野の専門家や市民などを招いて研修会を実施し、議会として政策提言や政策立案能力の強化を図ることを規定したものである。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【解説】

議会の構成員である議員も政策立案能力の向上を目的として、多様な研修、調査研究に努めることを規定したものである。議員個々の能力向上が、議会力の強化につながるものである。

(議会事務局の体制整備)

第19条 議会は、議会の政策立案能力の強化、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

第7章 議員の政治倫理、身分・処遇

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動し、品位の保持に努めなければならない。

(政務調査費)

第21条 栗原市議会政務調査費の交付に関する条例(平成●●年●●月●●日条例第●●号) 第●条の規定により、会派等に政務調査費を交付することができる。

【解説】

議員は、市民の疑惑を招くことのないよう公職者に共通に求められる政治倫理についての基本的なことを規定したものである。

【解説】

政務調査費の交付に関しては別の条例で定めることとしている。会派等の代表者は、使途の透明性を確保するとともに、市民に対し説明責任を果たせるよう、政務調査費を適正に執行していくことについて規定したものである。

- 2 前項の規定により交付を受けた会派等は、栗原市議会政務調査費の交付に関する条例及び諸規定の定めるところにより、使途の透明性を確保するとともに適正に執行しなければならない。

(議員定数)

- 第22条 議員定数は、別に条例で定めるものとする。
2 議員定数の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。

【解説】

議員定数は、別の条例で定めることとしている。今後、議員定数の改正を行う際には、改正理由の説明をつけて議員が提案していくことについて規定したものである。

(議員報酬)

- 第23条 議員報酬は、別に条例で定めるものとする。
2 議員報酬の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。

【解説】

議員報酬は、別の条例で定めている。今後、議員報酬の改正を行う際には、改正理由の説明をつけて議員が提案していくことについて規定したものである。

第8章 見直手続

(継続的な検証)

- 第24条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。
2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

【解説】

議会は栗原市議会基本条例制定後、目的が達成されているかどうか自己評価を行い検証していくとともに、必要に応じて条例改正等を行っていくことを定めるものである。

栗原市議会 議会改革シンポジウム 開催のお知らせ

日 時／平成23年10月23日（日）午後1時00分～

場 所／栗原市栗駒「みちのく伝創館」

内 容／○基調講演

演 題 「議会改革と議会の活性化」

講 師 法政大学法学部教授 廣瀬 克哉 氏

○パネルディスカッション

テーマ 「市民とともに歩む議会を目指して」

コーディネーター 河北新報社編集局生活文化部長 渡辺 雅昭 氏

パネリスト 法政大学法学部教授 廣瀬 克哉 氏

福島県会津若松市議会議員 松崎 新 氏

栗原市議会議長

栗原市議会議会改革調査特別委員会委員長

○意見交換